

○ 個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）における令和6年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 開示等請求の処理状況

請求者数は81人で、請求件数は210件だった。

表1 開示等請求状況

区 分	請求者数 (人)	件数(件)
区民	68	188
区民以外	13	22
合 計	81	210

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況	件数(件)
開示請求	210
全部開示	148
部分開示	44
不開示	0
不存在	17
取下げ	1
合 計	210

※ 開示請求に関する審査請求が1件あり。

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	7
2週間までに決定したもの	135
15日かかったもの	66
決定期間を延長したもの	1
取り下げられたもの	1
合 計	210

2 個人情報ファイル等の保有状況

実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録範囲等を登録している。令和7年3月現在の個人情報ファイルの保有数は、2,035ファイルである。

また、実施機関は、保有する個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人を超えている場合は、個人情報保護法第75条の規定に基づき、法令で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。令和7年3月末現在の個人情報ファイル簿の数は287件である。

3 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

令和7年3月末現在の個人情報を取り扱う委託の件数は533件、委託事業者が取り扱う個人情報ファイルの数は、774ファイルである。

4 個人情報ファイルの記録情報の目的外利用および目的外提供の状況

個人情報は、利用目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合などに限り、区の実施機関内部で他の目的に利用したり（目的外利用）、当該実施機関以外のものに提供したり（目的外提供）することができる。令和6年度に本人の同意があるとき、または本人に提供するとき以外の理由で行った個人情報ファイルの目的外利用の回数は35,287回、区内部の他実施機関への目的外提供の回数は14,099回、区以外への目的外提供の回数は34,836回である。

5 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（4事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
地方公共団体情報システム標準化に伴う ① 住民基本台帳に関する事務 ② 個人住民税の賦課および徴収に関する事務 ③ 国民健康保険に関する事務 ④ 予防接種に関する事務	①戸籍住民課 ②税務課・収納課 ③国保年金課 ④保健予防課	令和6年8月6日

6 個人情報に係る事務処理ミス

令和6年度に発生した個人情報に係る事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表5 個人情報に係る事務処理ミス

	種 別	内 容	原 因	所 管
1	誤交付 (3)	【6年5月】 (委託事業者) 学童クラブにおいて児童氏名が記載された案内文を別人に交付(17 家庭・18 名分)	文書の管理体制が不十分であったため	子育て支援課
2		【6年7月】 特別永住者証明書の交付業務において同一世帯の別人の書類を交付(1 名分)	交付時のダブルチェックが不十分であったため	区民事務所 担当課
3		【6年10月】 (委託事業者) 別人の課税証明書を交付(1 名分)	同上	区民事務所 担当課
4	誤送付 (2)	【6年5月】 (委託事業者) 予防接種の予診票を別人に送付(3 名分)	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	保健予防課
5		【7年3月】 マイナンバーカードの暗証番号再設定に係る書類を別人に送付(1 名分)	同上	区民事務所 担当課
6	誤送信 (4)	【6年5月】 イベントの出展団体へ送信したメールに第三者の氏名およびメールアドレスを記載(1 名分)	メール送信時のダブルチェックが不十分であったため	経済課
7		【6年6月】 (指定管理者) イベントのキャンセル受付メールを別人である31 名に送信(1 名分)	同上	文化・生涯 学習課
8		【7年2月】 課宛ての問い合わせメールへの返信を別人に送信(1 名分)	同上	学務課
9		【7年3月】 保護者にメール送信した会計報告書に誤って個人の未納情報を掲載(1 名分)	同上	教育指導課
10	紛失 (8)	【6年4月】 (委託事業者) 交付した書類に係る請求書を紛失(1 名分)	文書の管理体制が不十分であったため	区民事務所 担当課

	種 別	内 容	原 因	所 管
11		【6年4月】 保健室で保管していた児童生徒健康 診断票を紛失（7名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	教育指導課
12		【6年5月】 広報物の発送準備において郵便物を 紛失（1名分）	発送作業におけるダブル チェックが不十分であっ たため	経済課
13		【6年5月】 事業者から区へ提出された給与支払 報告書を紛失（5事業者・28名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	税務課
14		【6年8月】 （委託事業者）個人情報データを格納 したUSBメモリを紛失（12名分）	USBメモリの管理体制が 不十分であったため	障害者サー ビス調整担 当課
15		【6年9月】 （委託事業者）学校から近隣住民へ のおたよりを一時紛失（1名分）	配付作業におけるダブル チェックが不十分であっ たため	教育総務課
16		【7年2月】 国民健康保険脱退手続きの際に回収 した被保険者証を紛失（1名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	区民事務所 担当課
17		【7年2月】 （委託事業者）検診時に受領した問診 票を紛失（1名分）	同上	健康推進課
18	その他 （5）	【6年4月】 （委託事業者）区へ提出する業務委託 成果品ファイルを別の会社へ送信（7 名分）	メール送信時のダブルチ ェックが不十分であった ため	大江戸線延 伸推進課
19		【6年10月】 （委託事業者）委託事業者のサーバへ の不正アクセスにより格納していた 区の個人情報データが暗号化	不正アクセスがあったた め	子育て支援 課
20		【6年11月】 （委託事業者）委託事業者のサーバへ の不正アクセスにより格納していた 区の個人情報データが暗号化	同上	保育課
21		【7年2月】 （委託事業者）委託事業者のサーバへ の不正アクセスにより格納していた 区の個人情報データが暗号化	同上	教育指導課

	種 別	内 容	原 因	所 管
22		【6年6月】 （委託事業者）保護者から預かった園 児のお薬手帳を別の保護者へ返却（1 名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	保育計画調 整課